新農業委員決まる

会長に高橋寅治氏、会長職務代理には高橋幸隆氏

農業委員会改選後、初の農業委員会総会が七月二十七日開かれ、会長等を選出する役員構成が行われ会長に高橋寅治氏、会長職務代理に高橋幸隆氏が指名推せんされて満場一致選出されました。

これより先、任期満了による第十四回農業委員会委員選挙が七月十日告示され、選挙による定数十五人に対して一人超過の十六人が立候補し、十五日村内八か所の投票所で選挙が行われました。

開票の結果、現職九人、新人六人が当選（別表）。前回昭和六十二年の改選では、新人三人であったのに対して倍の六人の新人が進出する一方、平均年齢は四十七・五歳で働き盛りの年齢となっています。

なお、農業委員はこのほか村長選任委員四人が加わり十九人となります。

村長選任委員は、農業委員会等に関する法律第十二条の規定によって、新潟地域農業共済組合から推せんの陸庄俣氏（58歳・理事）、農協から推せんの藤田稔氏（61歳・理事）、議会から推せんの清野稔氏（53歳・議員）、阿部兵一氏（56歳・議員）が選任されました。

今日の農業をとりまく情勢は、米の生産調整とそれに加わる米価の抑制、農業者の高齢化と後継者難、農畜産物貿易自由化圧力など一段と厳しさが増してきていますが、地域農政を担う農業委員の活躍が期待されます。

○当日の有権者数　二、二九二人
○投票者数　二、一七九人
○投票率　九五・〇七％

高橋寅治会長

高橋幸隆会長職務代理

新農業委員
（選挙委員・五十音順）

氏名	年齢	職歴	住所
阿部　一美	49	現	小杉中
今井　国雄	45	現	木津中
宇野　収	46	現	木津上
佐藤　一一	50	現	横越下
佐藤　豊栄	41	新	沢海下
高橋　功	54	新	川根谷内
高橋　誠一	40	新	横越中
高橋　寅治	57	現	沢海中
高橋　幸隆	59	現	横越中
立川　幸一	37	新	沢海中
田村　茂栄	41	現	藤山
中川　悦生	48	新	小杉上
中村　才一	40	現	横越上
村木　武博	39	新	二本木下
吉井　典一	67	現	二本木中

基本健康診査結果相談会のお知らせ

基本健康診査での血液検査等の検査結果について、下記日程で結果相談会を行います。

今後の健康管理の参考にしていただく為にも、ご家族から一人は出席してください。

結果相談会日程

月日	時間	会場
8月20日	午前9時30分～午後3時	藤山会館
8月21日	午前9時30分～午後4時	二本木公会堂
8月23日	午前9時30分～午後3時	焼山集落開発センター
8月28日	午前9時30分～午後4時	小杉地区コミュニティセンター
8月29日	午前9時30分～午後4時	木津農業構造改善センター
8月30日	午前9時30分～午後4時	川根谷内公会堂
8月31日	午前9時30分～午後6時	農村環境改善センター
9月3日	午前9時30分～午後6時	横越村老人福祉センター

平成２年国勢調査

10月１日　国勢調査にご協力をお願いします

十月一日、全国一斉に国勢調査が行われます。この調査は、大正九年から五年ごとに行われ、今回は十五回目。日本に住んでいるすべての人が対象となり、今回は全国で約一億二、四〇〇万人に及ぶと見込まれています。もちろんあなたも、あなたのご家族も対象です。

簡単です、安心です調査内容

調査は、まず、九月下旬に調査員がお宅におうかがいし、世帯ごとに調査票を配布します。

調査内容は全部で二十二項目。ご家族全員の氏名、出生の年月、就業状況などです。旅行などで一時留守にしている人、長期滞在している人、生まれたばかりの赤ちゃんも含まれます。また、アパートなどに一人暮らしの人、下宿している人は、未成年でも世帯主としてご記入ください。

記入していただいた内容を、統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられています。ご安心のうえ、ありのままをご記入ください。調査票は後日、調査員が集めにうかがいます。

暮らしに生かされます調査結果

国勢調査は、法律に基づいて国が行う調査です。調査の目的は、わが国の人口を正確に把握するほか、急ピッチで進行する高齢化社会や国際化社会、人口移動の実態、高齢者世帯の把握、住宅事情の把握など、日本の現在の姿を正確に知ることにあります。

調査の結果は、これからの行政を考えていく大切な資料となり、わたしたちの暮らしのさまざまな分野で生かされていきます。つまり、あなたがご記入くださった答えが国民全体の貴重な財産となり、また、より快適で住みよい日本、安心できる未来を築くための道しるべとなるのです。

国勢調査に、ぜひ皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

し尿汲みとりお盆休業のお知らせ

八月十三日(月)の午後から十五日(水)までは、し尿汲みとりを休ませていただきます。

お盆近くは申し込みが集中しますので、各家庭で早目に対応するようにお願いします。

８月の納税等

村県民税	2期
国民健康保険税	3期
国民年金保険料	5期（8月分）
下水道受益者負担金	2期

未来のために　あなたの税が　生きている（小杉・鈴木恵美子）

臨時会

横中大規模改造（校舎）グラウンド新設工事契約・国保条例の一部改正など可決

村議会第一回臨時会が七月十三日、第二回臨時会が七月二十三日に開かれ、工事請負契約の締結、補正予算、条例改正など八件の議案を審議し、それぞれ原案どおり可決されました。

第一回臨時会の主な議案

■工事請負契約の締結

○横越中学校大規模改造工事
契約金額　四、一七二万五千円
契約の相手方　第一建設工業㈱

■一般会計補正予算（第二号）

八九二万円の増額補正で予算総額を二二億八、七三三万円とするもの。

補正内容は、横越中学校グラウンド新設工事不足分。

第二回臨時会の主な議案

■工事請負契約の締結

○横越中学校グラウンド新設工事
契約金額　四、七三八万円
契約の相手方　㈱田中組
○横越村公共下水道管渠布設16工事
契約金額　四、六三五万円
契約の相手方　高木組

■国民健康保険条例一部改正

葬祭費を四万円から五万円とするもの。

■国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

主な補正内容は、歳入では療養給付費交付金一、〇〇〇万円と繰越金二、四四二万円を追加。歳出では老人保健拠出金七八六万円を減額し、退職被保険者等療養給付費などに二、七八四万円と基金積立金一、〇〇〇万円などを追加して、予算総額を五億二〇四万円とするもの。

■老人保健特別会計補正予算（第一号）

主な補正内容は、歳入では繰越金一、一二四万円などを追加し、歳出では諸支出金一、一二七万円を追加して、予算総額を四億九四二万円とするもの。

国保をささえる【保険税】

『保険税はなぜ必要か』

ある日突然わたしたちの生活をおそう病気やケガ。

たった一人の病気でその家族は暗くなり、多額の医療費の負担に家族みんなが苦しまなければなりません。

そのような時のために、日頃から収入に応じてお金を出し合い、備えようという助けあいの精神から生まれたのが『健康保険』という制度です。

会社や役所などに勤めている人は、健康保険、共済組合、船員保険などに加入していますが、それ以外の人はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。

国保は、加入した人が納める保険税と国の補助金とを合わせたものを財源として医療費の支払いをしています。したがって、国保に加入した人は、窓口で実際にかかった医療費の二割ないし三割を支払うだけですむことになります。残りの七割ないし八割は国保の財源から医療機関に支払われます。このように保険税は医療費の支払いに使われる貴重な財源です。

『本年度も税率は据え置き』

保険税を決める場合は、まずその年の医療費がどのくらいかを予測し、その中から国が負担する分を除いたものを保険税として各世帯に割り当てることになります。

第一期及び二期については前年度の保険税の概ね六分の一相当額であり、第三期からは、所得割、資産割、均等割、平等割によって年税額が決まり、三期以降六期まで四回にわけて納税していただくことにしています。

なお、平成二年度の税率、均等・平等割額は繰越金等の補てんにより、据え置きとすることにしました。保険税の最高限度額は四十二万円です。

『保険税を滞納すると全額自己負担で診療』

国民健康保険法の改正が行われ、特別な事情がないのに保険税を滞納すると保険証に代えて資格証明書を交付するように改正されました。

村でも年々滞納額が増加傾向（平成元年度累積額で約一千四百万円の滞納額）にあり、納税相談等で納税の促進を図っています。

『保険証に代えて資格証明書』

特別の事情がないのに保険税を滞納している世帯は保険証に代えて「資格証明書」を交付することになります。

○特別な事情とは

1　世帯主がその財産につき災害にかかったこと。

2　世帯主が事業につき著しい損失を受けたこと。

など1、2に類する事由があったこと。

◎診療費は後で払戻し

「資格証明書」で診療を受ける場合、医療機関の窓口で全額自己負担し、滞納保険税を納付すると七割分ないしは八割分の額の払戻しを受けることになります。

国保加入状況（6／30現在）

総世帯数	2,266世帯	総人口	9,604人
国保世帯数	1,117世帯	国保加入数	3,306人
加入率	49.3%	加入率	34.4%
退職者医療対象者数			283人
退職者医療対象世帯数			182世帯

平成2年度　国民健康保険税6割、4割軽減所得額一覧

※6割軽減
総所得額　300,000円以下

※4割軽減総所得額

被保険者2人	515,000円以下
3人	730,000円以下
4人	945,000円以下
5人	1,160,000円以下
6人	1,375,000円以下
7人	1,590,000円以下
8人	1,805,000円以下
9人	2,020,000円以下
10人	2,235,000円以下

○上記の総所得額以下であれば、均等割額、平等割額を6割または4割それぞれ軽減してあります。

平成2年度保険税はこうして決めました

保険税の算定基準

区分	賦課割合	課税基準	税率及び額
所得割	45%	総所得金額－基礎控除＝課税	6.68/100
資産割	15%	固定資産税（土地・家屋）額	33.67/100
均等割	27%	被保険者（加入者）1人について	16,890円
平等割	13%	一世帯について	25,960円

明日へと続く、私たちの道　8月10日「道の日」